平成２５年（フ）第２５号
広島県三次市畠敷町545番地５
債務者　貝森　美紀（旧姓中田）
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第４２号
北海道北見市山下町４丁目６番１号　めぐみハイツ１－５号
債務者　佐藤　友幸
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
山形県米沢市春日５丁目２番43号　県営春日アパート３号346号
債務者　折笠　香織
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１９号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　13棟101号
債務者　澤田　　幾
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３３号
千葉県印旛郡栄町安食3675番地４
債務者　小林　せき
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３６号
千葉県佐倉市大蛇町411番地40　市営堀の内住宅Ｈ２－102号
債務者　宮田フェこと　ＭＩＹＡＴＡ　ＦＥ　ＢＡＧＡＲＥＳ
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４０号
千葉県八街市八街ほ208番地６
債務者　奥田　浩子（旧姓井手）
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４１号
千葉県成田市松崎1357番地５　第６エビスコーポ101号室
債務者　篠原　昌代
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４２号
千葉県八街市八街に104番地26　ＥＫパレスⅢ201
債務者　髙橋　康仁
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４８号
千葉県成田市郷部1311番地　ヒルトップハウス303号
債務者　倉持　美代（旧姓岩瀬）
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６８号
岐阜県不破郡垂井町綾戸967番地の12
債務者　松井明日香
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2450番地15
債務者　坂尾こと　金　　咲恵
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
岡山県浅口郡里庄町大字里見4199番地１
債務者　有岡　弘二
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
岡山県倉敷市安江550番地４
債務者　田中　正志
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
高知市鏡川町80　サンハイツ鏡川301号、申立時の住民票上の住所高知市福井町1558番地４
債務者　野田五保子（旧姓寺岡）
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３４号
埼玉県三郷市早稲田２丁目17番地８　三基ビル207
債務者　丸山雄一郎
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
埼玉県春日部市粕壁6918番地３　県営八木崎団地２－201
債務者　塩路ナルモンこと　シオジナルモル
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係